

総合評価方式による自動販売機設置要項

蕨戸田衛生センター組合（以下「組合」という。）は、組合施設に飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者について、総合評価方式によって決定するものとします。

自動販売機設置を希望される事業者は、本要項及び別紙設置許可条件をよくご確認いただき、内容を承知した上で必要書類を提出して下さい。

1 目的

組合所有の財産の有効活用を図ることにより、組合利益の確保及び設置業者の選定手続きの公平性や透明性を高めることを目的とします。

2 資格要件

次の要件の全てを満たす事業者が、参加することができます。

- (1) 蕨市、戸田市、川口市、さいたま市に営業拠点（本支社・本支店・営業所等）を置く事業所とします。
- (2) 自動販売機の設置業務において、管理・運営について3年以上の実績を有していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律147号）に基づく処分の対象となっている団体等でないこと。
- (5) 消費税、法人税及び法人事業税等の税を滞納してないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること及び民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始申立てをしていない者であること。

3 設置事項

(1) 設置場所

自動販売機の設置場所は、次の3箇所とし、設置台数は6台とします。

- ① 組合管理事務所西側屋外 3台
- ② リサイクルプラザ2階 2台
- ③ 工事請負業者現場事務所 1台

※ 設置場所は、別紙図面を参照

(2) 設置場所使用の許可

行政財産の目的外使用の許可での設置とし、設置が決定した事業者は、蕨戸田衛生センター組合庁舎管理規則の規定による庁舎使用許可申請をし、許可を得るものとします。

なお、設置許可にあたっては、別紙庁舎使用許可条件を付するものといたします。

(3) 設置期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。

ただし、使用状況等を勘案し支障がないと判断した場合は3年を超えない期間で更新することができるものとします。また、既存の自動販売機の移動が完了していない場合等については、開始日を組合と協議し決定するものとします。

(4) 電気料金等

使用電気料等相当額として年額 40,000 円（消費税及び地方消費税相当額は別途とする。）を自動販売機の設置後、速やかに組合が発行する納入通知書により支払うものとします。なお、設置期間が1年に満たない場合は、日割り計算で算出した金額とします。

(5) 自動販売機規格

① 大きさ

幅 1,200 mm×奥行 800 mm×高さ 2,000mm 以内とします。

② 環境対策等

省エネルギー、地球温暖化係数の低い冷媒の使用など環境に配慮した機種とします。

(6) 安全対策

① 転倒防止

自動販売機の据付基準（JIS 規格）及び自動販売機据付基準マニュアル（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講ずるものとします。

② 食品衛生

食品、添加物等の規格基準（食品衛生法）及び自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領（業界自主基準）等を遵守し、衛生管理に万全を期すものとします。

③ 防犯

偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪防止に万全を尽くすものとします。また、自販機堅牢化基準（日本自動販売機工業会作成）を遵守するものとします。

(7) 空き容器の回収

① 回収ボックスの設置

自動販売機脇に設置するものとし、回収ボックスから飲み残しのものがこぼれない構造のものとします。

② 回収の頻度

回収ボックスから空き容器が溢れることがないように回収を行うこと。

③ 空き容器の処理

容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適正に処理すること。

4 設置事業者の決定

1 事業者につき自動販売機1台の設置とし、設置事業者の決定は、提出された様式第2号「自動販売機設置提案書」で採点された総合評価点数の高い事業者より希望する設置場所を順番で決定するものとします。なお、同点となった場合は、組合が指定した日時に提出者立会いのもと抽選により決定いたします。

5 参加申込み

参加を希望する者は、様式第1号「自動販売機設置参加申込書」に必要書類を添付し、

提出するものとします。なお、提出された書類は返却いたしません。

(1) 提出期間

令和7年2月10日（月）から2月28日（金）16時まで（郵送は28日必着）

(2) 提出場所

戸田市美女木北1丁目8番地の1 蕨戸田衛生センター組合総務課庶務係

(3) 提出方法

持参若しくは郵送による提出とします。

(4) 提出書類

①	自動販売機設置参加申込書（様式第1号）
②	自動販売機設置提案書（様式第2号）
③	商業登記簿謄本（写し可）
④	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（発行後3ヵ月以内） （写し可）
⑤	過去3年間の自動販売機設置及び運営の実績を証明する書類
⑥	設置する自動販売機のカタログ
⑦	会社案内等

6 販売実績

令和6年1月から12月までの販売実績は次のとおりとなります。

組合管理事務所西側屋外	①	8,562本
	②	6,553本
	③	8,808本
リサイクルプラザ2階	④	7,540本
	⑤	5,442本
工事請負業者現場事務所	⑥	4,649本

7 設置予定事業者の決定取消し等

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消すものとします。

- ① 参加申し込み資格要件を満たしてなかった場合
- ② 提案書の内容に虚偽があった場合
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと組合が判断したとき

8 問合せ先

蕨戸田衛生センター組合総務課庶務係 TEL 048-421-2800